

## 不十分な労働基準法「改正」に抗議し、 長時間労働の抜本的な規制を求める声明

- 1 本年12月5日、第170回臨時国会参議院本会議において労働基準法「改正」案が可決・成立した。本「改正」により、①60時間を超える時間外労働について割増率を5割以上に引き上げること、②過半数組織労働組合もしくは労働者の過半数代表との協定により、引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができること、③年次有給休暇について一定の範囲で時間単位で取得できることとなった。
- 2 政府案では割増率の対象が月80時間超となっていたところ、世論の反対の声を受けて、月60時間超に引き下げられた点など、不十分ながらも長時間労働抑制のための取り組みが一定前進したものとは言える。

しかし、以下のとおり、本「改正」には重大な問題が存する。

第1に、企業数の99.2%を占め、労働者数でおよそ8割を占める中小企業に対しては当分の間適用されないと定められており、大多数の労働者には適用がない。これでは、本「改正」の適用を受ける大企業からのしわよせにより、中小の下請企業労働者の時間外労働がますます長期化する懸念がある。

第2に、5割増しへの割増率の引き上げ分については有給休暇に換算するという規定は、労働者の生活の糧である賃金を本人の個別の同意をとることなく休暇に振り替えるものであって、賃金の全額払いの原則（労基法24条）の観点から認められない。しかも、今でも年休取得率が低下し続けている日本社会において、長時間残業をしている労働者が確実にこの有給休暇を消化できるという保証はなく、ただ働きの危険性も有している。労働者代表の選出手続が適正に守られていないもとでは、名目上の「労働者代表」とのおごなりの「協議」により、労働者の賃金支払いの権利が一方的に奪われる結果にもなりかねない。
- 3 現在、長時間労働を原因とする過労死・過労自殺やメンタルヘルス障害がかつてなく広がっている状況に鑑みれば、そもそも長時間労働を抑制するためには、時間外労働の上限こそ法定すべきであるが、今回の「改正」ではこの点については全く触れられていない。また、割増率5割という規定も、月60時間を超えなければ適用されず、労働者保護に厚いとはいえない。
- 4 自由法曹団は、政府に対して、本「改正」労働基準法を、長時間労働の抜本的規制の観点から改めて見直し、割増率を一日8時間、週40時間を超えたものについては一律5割に引き上げ、また野放しとなっている長時間労働を抑制するための時間外労働時間の上限規制を設けることを強く求める。

2008年12月19日  
自由法曹団 団長 松井繁明